

議第 4 号

令和 6 年 6 月 2 8 日

小山市議会

議長 篠 崎 佳 之 様

民生常任委員会

委員長 嶋 田 積 男

特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書案の提出  
について

上記の議案を別紙のとおり、小山市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

## 特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書（案）

特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められたところ、令和4年12月に同法施行から5年が経過した。

令和5年版消費者白書によると、消費生活相談は、令和4年が87万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の約55%にのぼる。

令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%と、65歳未満の割合の2倍を超えている。とりわけ認知症等の高齢者においては、令和4年版消費者白書によると、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、超高齢化社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、令和5年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の29.1%と最多となり、SNSをきっかけとした消費生活相談件数も6万552件と過去最多となっているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

さらに、連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引き下げにより、18歳から19歳を狙った被害の増加が予想される。

よって、国においては、これらの被害に対処するため、下記の項目について、特商法の改正を行うよう強く要望する。

### 記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること、及び事業者の登録制を導入すること。

- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
  
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること、及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

栃木県小山市議会

○意見書提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、総務大臣、経済産業大臣 あて